

生駒市条例第 4 号

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 3 月 28 日

生駒市長 山下 真

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

生駒市国民健康保険税条例（平成 12 年 3 月生駒市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「要する費用（」の次に「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び」を加え、「並びに当該世帯主」を「及び後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）並びに当該世帯主」に改め、同条第 2 項ただし書中「50 万円」を「47 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「8 万円」を「9 万円」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 第 1 項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 703 条の 4 第 21 項の政令で定める金額を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、当該政令で定める金額とする。

第 3 条第 1 項中「地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）」を「法」に、「第 6 条において」を「以下」に、「100 分の 8」を「100 分の 5.5」に改める。

第4条中「21,600円」を「22,800円」に改める。

第5条中「24,000円」を「25,200円」に改める。

第16条を第19条とし、第13条から第15条までを3条ずつ繰り下げる。

第12条中「50万円を超える場合には、50万円）並びに同条第3項本文」を「47万円を超える場合には、47万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が法第703条の4第21項の政令で定める金額を超える場合には、当該政令で定める金額）並びに第2条第4項本文」に、「ウ及びエ」を「オ及びカ」に、「8万円」を「9万円」に改め、同条第1号ア中「12,960円」を「15,960円」に改め、同号イ中「14,400円」を「17,640円」に改め、同号エ中「2,880円」を「5,880円」に改め、同号エを同号カとし、同号ウ中「2,160円」を「5,040円」に改め、同号ウを同号オとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について
2,520円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 1世帯について3,360円

第12条第2号ア中「8,640円」を「11,400円」に改め、同号イ中「9,600円」を「12,600円」に改め、同号エ中「1,920円」を「4,200円」に改め、同号エを同号カとし、同号ウ中「1,440円」を「3,600円」に改め、同号ウを同号オとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について
1,800円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 1世帯について2,400円

第12条に次の1号を加える。

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に被保険者1人につき350,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について4,560円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について5,040円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について720円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 1世帯について960円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について1,440円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について1,680円

第12条に次の1項を加え、同条を第15条とする。

2 市長は、国民健康保険税の納税義務者について、当該納税義務者又はその世帯に属する被保険者の前年からの所得の状況の著しい変化その他の事情により前項第3号の規定による減額が適当でないと認める場合には、当該減額を行わないものとする。

第 11 条第 1 項中「本条」を「この条」に改め、同条第 2 項、第 4 項及び第 6 項中「第 6 条第 1 号から第 5 号まで」を「第 6 条第 1 号から第 8 号まで」に改め、同条を第 14 条とし、第 10 条を第 13 条とし、第 9 条を第 12 条とする。

第 8 条中「第 2 条第 3 項」を「第 2 条第 4 項」に、「4,800 円」を「8,400 円」に改め、同条を第 11 条とする。

第 7 条中「第 2 条第 3 項」を「第 2 条第 4 項」に、「3,600 円」を「7,200 円」に改め、同条を第 10 条とする。

第 6 条中「第 2 条第 3 項」を「第 2 条第 4 項」に、「100 分の 1」を「100 分の 2」に改め、同条を第 9 条とし、第 5 条の次に次の 3 条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第 6 条 第 2 条第 3 項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に 100 分の 2.5 を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第 7 条 第 2 条第 3 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について 3,600 円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第 8 条 第 2 条第 3 項の世帯別平等割額は、1 世帯について 4,800 円とする。

附則第 3 項中「第 12 条」を「第 15 条第 1 項」に、「同条中」を「同項中」に改め、附則第 8 項、第 10 項、第 13 項及び第 15 項から第 17 項までの規定中「及び第 12 条」を「、第 6 条、第 9 条及び第 15 条第 1 項」に、「第 12 条中」を「第 15 条第 1 項中」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の生駒市国民健康保険税条例 (以下「新条例」という。) の規定は、平成 2 0 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 1 9 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 次の表の左欄に掲げる年度分の国民健康保険税に係る新条例第 2 条第 2 項及び第 1 5 条第 1 項の規定の適用については、同表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、新条例第 2 条第 2 項及び第 1 5 条第 1 項中「 4 7 万円」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

平成 2 0 年度	4 4 万円
平成 2 1 年度	4 5 万円
平成 2 2 年度	4 6 万円